

千葉県告示第375号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月27日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 辺田町内会
- (2) 事務所 千葉県緑区辺田町1番地8
- (3) 代表者 宮本 稔
- 住所 千葉県緑区辺田町130番地26

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「野口 晃」を「宮本 稔」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「千葉県緑区辺田町130番地13」を「千葉県緑区辺田町130番地26」に改める。